

# 富山県メール・ファイル無害化サービスの導入に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

富山県、富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市及び砺波地方介護保（以下「参加団体」という。）では、メール・ファイル無害化サービスについて、安全性とコストを維持しながら、より操作性や利便性に優れたサービスへと更新することを目的に、新たなメール・ファイル無害化サービスを調達するもの。

## 2 調達業務の概要

### (1) 業務の名称

富山県メール・ファイル無害化サービス

### (2) 業務の内容

別紙1「富山県メール・ファイル無害化サービス調達仕様書」のとおり。

### (3) 委託期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。

（ただし、各参加団体の判断により複数年の契約も可とする。

また、サービス利用開始時期は、各参加団体と協議のうえ個別に設定すること。）

### (4) 契約方法等

公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定し、その後、参加団体がそれぞれの契約時期に契約候補者と契約交渉を行う。

### (5) 提案価格（上限額）

本調達にあたり、以下のとおり提案価格（R7年度中費用）について参加団体ごとに上限額を設ける。

富山県 金6, 112千円（消費税及び地方消費税を含む）

富山市 金6, 289千円（消費税及び地方消費税を含む）

高岡市 金2, 891千円（消費税及び地方消費税を含む）

魚津市 金308千円（消費税及び地方消費税を含む）

滑川市 金308千円（消費税及び地方消費税を含む）

黒部市 金315千円（消費税及び地方消費税を含む）

小矢部市 金1, 223千円（消費税及び地方消費税を含む）

砺波地方介護保険組合 金12千円（消費税及び地方消費税を含む）

※全ての参加団体に対して、上限額以内とすること。

なお、利用者数やサービス利用開始時期に関わらず、全ての参加団体に同じ単

価でサービスを提供すること。（オプションサービスについても、同一サービスを利用する全ての参加団体に同じ単価で提供すること。）

### 3 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) 対面又はオンラインにより行う打合せに、適宜参加できる体制を整えていること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、参加団体の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。
  - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用し

ていること。

#### 4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問票（様式第2号）を提出すること。  
電話及び口頭による質問は受け付けない。

##### （1）提出方法

電子メール（電話で到達確認すること。）

##### （2）提出先

富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課（「11 提出・問合せ先」を参照）

##### （3）提出期限

令和7年3月5日（水）午後5時まで

##### （4）その他

以下の質問については、受け付けない。

ア 審査基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ 審査員に関する質問

エ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

#### 5 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される方は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出すること。

##### （1）提出方法

電子メール（電話で到達確認すること。）

##### （2）提出先

富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課（「11 提出・問合せ先」を参照）

##### （3）提出期限

令和7年3月5日（水）午後5時（必着）

##### （4）その他

プロポーザルの参加申込後に参加を辞退する場合は、令和7年3月13日（木）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

#### 6 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加者は、下記により企画提案書等を提出すること。

##### （1）提出書類

- ア 企画提案書（A4版PDF 30ページ以内）  
別紙1「調達仕様書」を参照の上、業務の具体的な実施案を提案すること。
- ・企画提案の概要
  - ・別紙1「調達仕様書」を踏まえた企画の内容
  - ・業務の実施スケジュール
- イ 会社の業務概要（様式任意）
- ・会社の業務内容
  - ・同種又は類似業務の受託実績
- ウ 委託業務実施体制  
責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制（社外協力企業等を含む）委託業務を実施するための実施体制及び配置担当者等
- エ 経費見積書（様式任意）
- ・上記「2（5）提案価格（上限額）」に留意のうえ、仕様書に記載されている業務を行うために必要な全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を参加団体ごとに算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成すること。
- オ 次年度以降のサービス提供内容（様式任意）
- ・次年度以降の3年間（令和8年度から令和10年度）に予定しているサービス仕様の変更内容（機能の追加、無害化エンジンの変更等）
  - ・次年度以降の3年間（令和8年度から令和10年度）に見込まれる全ての経費（利用料、保守管理費用及び見込まれる仕様変更に係る経費等）
- カ その他参考となる書類（様式任意）
- (2) 提出方法  
電子メール（電話で到達確認すること。）
- (3) 提出先  
富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課（「11 提出・問合せ先」を参照）
- (4) 提出期限  
令和7年3月13日（木）午後5時（必着）
- (5) その他
- ア 提案は、参加業者1者につき1案とする。
- イ 次に掲げる場合については提案を無効とする。
- ・所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ・審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
  - ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
  - ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合
- ウ プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする

エ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げない。

## 7 審査方法等について

### (1) 審査方法

企画提案書による書面審査及びプレゼンテーションにより、最優秀者を決定し、契約候補者として選定する。

#### ア 日時・場所

令和7年3月下旬に、プレゼンテーションによる審査を予定しており、日時、場所等は、参加者数等に応じて調整した上で、後日、個別に連絡する。

#### イ 実施方法

- ・オンライン（Zoom）上で実施します。
- ・プレゼンテーションの所要時間は、1参加者あたり30分以内とする。（説明20分、質疑応答10分）
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容に沿って行うこと。
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順する。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は、最大3名までとする。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

#### ウ その他

企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を最優秀者として選定する。

### (2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

### (3) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。

## 8 契約手続等

選定された契約候補者と、参加団体が、仕様書、契約書等の内容を別途協議の上、個別（自治体毎）に契約を締結する。

契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、次点の者と契約締結について協議できるものとする。

## 9 その他

(1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ参加団体と協議し、参加団体が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができるものとする。

- (2) 業務委託により制作した成果品及びそれに係る著作権は、参加団体に帰属するものとする。
- (3) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、参加団体の指示に従うこと。

## 10 今後のスケジュール

- (1) 質問票提出期限 令和7年3月5日(水)午後5時
- (2) 参加申込書提出期限 令和7年3月5日(水)午後5時
- (3) 参加辞退届期限 令和7年3月13日(木)午後5時
- (4) 企画提案書等提出期限 令和7年3月13日(木)午後5時
- (5) プレゼンテーション 令和7年3月24日(月)午後1時～(予定)
- (6) 審査結果通知 令和7年3月28日(金)(予定)
- (7) 業務委託契約締結 令和7年4月以降、参加団体ごとに締結(予定)

## 11 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課電子県庁推進担当 森、西田

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から5時まで(土日・祝日を除く。)

T E L : 076-444-3152 (直通)

E-mail : [adigitalkasuishin@pref.toyama.lg.jp](mailto:adigitalkasuishin@pref.toyama.lg.jp)